

## 令和4年度第3回処分場早期安定化分科会議事次第

令和4年11月18日（金）14:00～17:00  
ZOOMによるWEB開催

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
  - (1) 廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法の改定への対応について
  - (2) 埋立処分委託契約書様式の普及について
  - (3) その他
4. その他
5. 閉会

### 【配付資料】

#### 議事次第

#### 出欠表

- |         |   |
|---------|---|
| 資料1-1   | 廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法の改定に関する意見交換結果（令和4年度第2回分科会議事録より）（分科会員限り）  |
| 資料1-2   | 「廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法」の改定に向けた第2回処分場早期安定化分科会における意見交換の概要   |
| 参考資料1-1 | 「廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法」の改定方針について（廃棄物資源循環学会埋立処理処分研究部会資料）（分科会員限り・取扱注意）  |
| 参考資料1-2 | 最終処分場の廃止に係るアンケート結果（分科会員限り）  |
| 参考資料1-3 | 廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法（平成14年3月、廃棄物学会廃棄物埋立処理処分研究部会）<br>※資料には含めておりませんので、ホームページからダウンロードしてください。<br><a href="https://jsmcwm.or.jp/landfill/">https://jsmcwm.or.jp/landfill/</a> |
| 参考資料1-4 | 場内観測井の概要（穂積氏提出）（分科会員限り）   |
| 参考資料1-5 | チャンバー法測定機器例（穂積氏提出）（分科会員限り）  |
| 資料2-1   | 産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約書（穂積氏提出）（分科会員限り）   |
| 資料2-2   | 契約書作成依頼兼石綿含有産業廃棄物情報（穂積氏提出）（分科会員限り）  |
| 資料2-3   | 搬入誓約書及び計画書（篠原氏提出）（分科会員限り）   |
| 参考資料2   | 埋立処分委託契約書様式（再配布・分科会員限り）   |
| 参考資料3   | 令和4年度第1回処分場早期安定化分科会議事録  |
| 参考資料4   | 令和4年度第2回処分場早期安定化分科会議事録  |

## 「廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法」の改定に向けた第2回処分場早期安定化分科会における意見交換の概要

### 基準省令第1条第3項第6号

保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、次に掲げる項目・頻度で2年以上にわたり行われた水質検査の結果、全ての項目について排水基準等に適合していると認められること。

(1)排水基準等：6月に1回以上

(2)水素イオン濃度,BOD,COD,SS：3月に1回以上

### 廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法

#### 「1.4.3 廃止」（調査評価方法p.4～）

- 排水基準等とは、維持管理計画に定めた基準であるため、未規制水質項目を含め自主排水基準値を維持管理計画に定めた場合、それが廃止基準となる。（p.5）
- 永久に廃止できないことが考えられる。このため廃止したい時点で再度、利水権者等と放流協議を行い、排水基準値を定める必要がある。或いは埋立ごみの廃止に係る質を定めることが考えられる。（p.5）

### 基準省令第1条第3項第7号

埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が二年以上にわたり認められないこと。

### 基準省令の運用に伴う留意事項（通知）

- ・ 廃止の確認の申請の直前の埋立地内部の温度の状態について確認すること。・・・異常な高温になっていないとは、埋立地内部と周辺の地中の温度の差が摂氏20度未満である状態をいうこと。・・・温度の測定は、・・・地表より鉛直方向に1メートル間隔で測定し、・・・周辺の土地における同じ深さの地中温度と比較すること。

### 廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法

「3.3.3 判定基準及び測定方法」（p.30～）

## 第2回分科会における意見交換結果（ガス測定）①

- ・ ガスが発生していないことは事業者が証明する必要がある。
- ・ 維持管理基準としての定めはないが廃止基準に定められている。
- ・ 廃止手続きに入る段階で測定を開始しても、データの蓄積がないため判断は困難。廃止を早めたいのであれば測定しておいた方が良い。
- ・ 日常の維持管理データを蓄積しておけば、長期的な傾向と直近2年間の傾向を説明することが可能
- ・ 具体的な方法（面積あたりの本数、深さ、測定方法、測定頻度など）を整理する予定

## 第2回分科会における意見交換結果（ガス測定）②

- 豎管の設置が望ましいが豎管に限定する必要はない。
- 空気の取り込みを防ぐために5m程度は掘る必要がある。
- 構造基準で求められていない設備を新たに設置する場合、軽微変更や形質変更に該当する可能性の有無
- 底部集排水管と豎型ガス抜き管が連結している場合の空気流入の影響評価は今後検討
- 安定型処分場に付随している施設（浸透水集排水設備、マンホールなど）を利用した測定の可否（ガス臭を感じる場所の有無）
- がれき類を埋め立てている処分場では、深いボーリングは困難。チャンバー法など表面フラックスを測定する方法もある。

## 第2回分科会における意見交換結果（ガス測定）③

- 測定時の気象条件の記録は重要（根拠の明示、考察時の資料として利用可）
- 季節変動を考慮し年4回測定が有効
- 連続測定する必要はない。
- モニタリング管の温度が一番高い場所で測定する必要がある。
- 廃止手続きに利用するデータは公定法による測定が必須
- 自社測定と公定法による結果の相関を説明できると良い。
- 空気より重いガスと軽いガスの同時測定は、ガスが発生している場所では可能だが、ガスが発生していない場所では不可能

## 第2回分科会における意見交換結果（ガス測定）④

- ガスの変動幅は非常に大きいため、長期的に測定し、数値が高い場所を特定しておくが良い。
- 水面が高く、有機物が多い場所はガスが発生しやすい。常時濃度が高い場合には水面を下げる対策を講じることが有効
- 好気性領域が大きい場合、空気の入りにより大量のガスが発生しているように見える。ガス量よりもガス成分を確認しておくことが重要である。合理的な方法は検討が必要
- 豎型砕石層の表面でガス発生量を測定することは難しい。

### 基準省令第1条第3項第8号

埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温になっていないこと。

### 廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法

#### 「3.4 温度非異常基準」（調査評価方法p.32～）

- 基準省令においては、具体的な事項は殆ど定められていない。・・・対象とするガスの種類、ガスの発生量の調査方法、増加の評価基準、「増加しないことと発生量との関係」等が示されていない。（p.32）

#### 「3.4.3 調査判定方法の提案」（調査評価方法p.34～）

- 1)測定方法及び測定項目
- 2)判定法

## 第2回分科会における意見交換結果（温度測定）

- ガス抜き管内の温度を埋立地温度と考えて良いのか。
- 維持管理状態を把握するために継続的に温度を測定することは有効であり、ガス抜き管での測定が効率的